

我が市町の民児協

このコーナーは石川県内に19ある市町の民児協の紹介です。
今回は**能美市民生委員児童委員協議会**です。

能美市民児協の概要

人口：49,710人（令和5年6月1日現在）
単位民児協数：3地区
民生委員・児童委員数：85人
主任児童委員数：9人
会長：佐々木 久美子



能美市

3地区それぞれの会務運営が充実する為に、市会長会（毎月1回）、市理事会（隔月）、単位民児協（随時）及び市専門部会（高齢者【32名】、障がい者【31名】、児童家庭【31名】福祉部会）並びに委員会（主任児童【9名】、広報【9名】、ICT検討【12名】委員会）活動が開催されています。



ICT検討委員会の様子

事業・活動等について

能美市民児協では、高齢者や障がいのある方、又生活困窮者等をはじめ、地域住民を見守り、地域に根ざした活動を行い、行政や関係機関と連携を図りながら、誰もが安全・安心に暮らすことのできる「地域共生社会」の実現を目指しています。

事業や活動の重点項目の推進の為、①地域福祉見守りネットワークの充実、②デジタル福祉見守りあんしんマップ更新活動や地域福祉活動の推進、③地域福祉委員会の活動の充実、④資質向上のための研修会開催や関係機関・関係者との情報・意見交換の機会をもつ等の推進を図っています。

これまで、市の「見守り福祉あんしんマップ」調査に協力してきましたが、今年度より新たに、「デジタル福祉見守りあんしんマップ」としてタブレットを活用し調査に協力しています。市民児協「ICT検討委員会」にて、市と随時話し合いの機会を持ちながらすすめています。

大切なことは、顔を合せ、信頼関係を築いていくことが基本であることは言うまでもありません。また、民児協運営にとって重要な意味を有する「定例会」の機会も大切にしながら、委員同士の情報共有の機会とおし、市民児協組織としてのこれからの活動の充実につなげていきたいと思えます。



高齢者福祉部会にて、車椅子体験の様子

前までやってきた活動は間違いではなく、これからも続けていかなければならないことだと思っています。

総務委員会 谷 由夫
(輪島市)

ご意見・ご感想をお寄せください。

発行日 令和5年9月30日
発行者 石川県民生委員児童委員協議会連合会
編集 石川県民生委員児童委員協議会連合会 総務委員会
事務局 〒920-8557 金沢市本多町3丁目1番10号
(石川県社会福祉協議会 地域福祉課内)
TEL:076-224-1212 FAX:076-222-8900

編集後記

新型コロナウイルス感染症は、少し落ち着きを取り戻し、3月13日からはマスクは個人の判断が基準となり、5月8日より2類相当（結核など）感染症から季節性インフルエンザなどの5類扱いに引き下げられました。

3年間は活動自粛ということで、書類・電話連絡、インターネット会議・研修と試行錯誤してきましたが、改めて民生委員・児童委員は、相手のところに足を運び、顔を見て話をし、話を聞いてくる、対面での活動が大事であることを今更ながら思った気がします。

便利な道具がある世の中になりましたが、3年



(らーん・とぅげざー 共に学ぼう)

～助け合う 心でつなごう 地域の未来～

石川県民生委員児童委員協議会連合会 広報誌

第5号
発行
令和5年
9月30日

石川県民生委員児童委員協議会連合会 副会長 守 世志子

皆様、こんにちは。昨年の12月の一斉改選で副会長に就任しました守と申します。早いもので今期も9ヶ月が過ぎようとしています。

振り返りますと、就任当初は県行政、県社協、また、多様な関係団体の役員として委員会へ出席することが多くありました。

そんな中、私は民児協に求められている住民の代弁者としての役割を果たしているのか、また、諸会議等への参加を通じて民生委員活動や民児協活動を幅広く関係者に正しく伝えられているだろうか、自問自答する日々でした。

しかしながら、現在は皆様からのご意見、ご助言、ご協力をいただきながら、そして今

日までの私の経験を活かしながら職務を遂行しているところです。

今年4月には「こどもまんなか社会」を目指す、こども家庭庁の創設がありました。

そして令和6年1月には主任児童委員30周年という節目を迎えます。

私たち民生委員・児童委員は制度や環境、社会情勢が変わっても、常に地域住民の身近な相談役であり、地域の「つなぎ役」であることに変わりありません。

委員の皆様には、これまで以上にお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

高齢者福祉委員会 委員長 若山 博行

この度の一斉改選で、高齢者福祉委員会委員長に任命されました若山でございます。

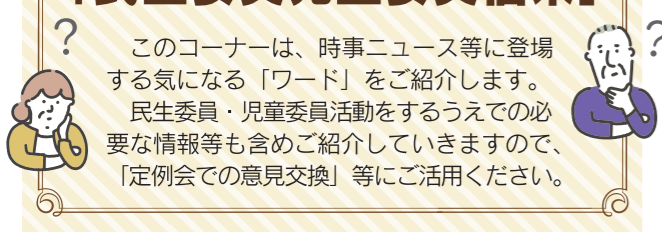
いま高齢化率50%超えの市町がある中、高齢者が暮らしやすい環境は如何にすればつくれるかを考えるため、地域ごとの実情や事例

等をまとめ、県内の民生委員・児童委員の皆様にご提供することで活動の一助となればと思っております。皆様のご支援ご協力の程よろしくようお願い申し上げます。



やっぱり
～気になるワード～
「民生委員児童委員信条」

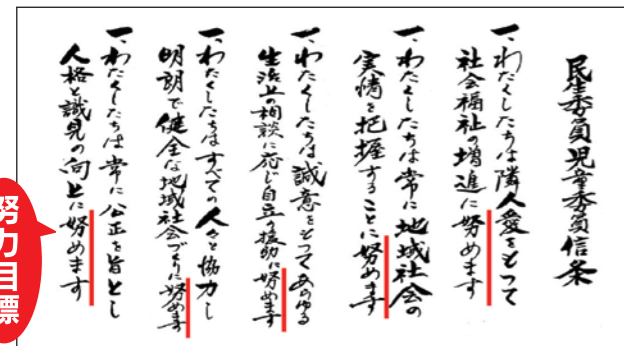
このコーナーは、時事ニュース等に登場する気になる「ワード」をご紹介します。民生委員・児童委員活動をするうえで必要な情報等も含めて紹介していきますので、「定例会での意見交換」等にご活用ください。



合同会社 泉恵造研修企画工房
代表社員 泉 恵造

民生委員・児童委員活動の拠り所

平成7年10月5日に開催された『第64回全国民生委員児童委員大会』で施行された、現在の『民生委員児童委員信条』も、すでに四半世紀が経過し、皆様の活動上の拠り所になっていると思います。では、皆様にとっての信条は、どういう位置づけなのでしょう？



民生委員児童委員信条

一 わたくしたちは隣人愛をもって社会福祉の増進に努めます

一 わたくしたちは常に地域社会の発展に努めます

一 わたくしたちは常に誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます

一 わたくしたちは常に公正を旨とし、人格と識見の向上に努めます

一 わたくしたちは常に協力を以て、明朗で健全な地域社会づくりに努めます

努力目標

5か条いずれの末文も「努めます」で統一されていることがわかります。すなわち、現在の信条は、皆様にとっての“努力目標”だということです。ただし、たった一人で実現させる目標ではありません。委員の仲間全員で邁進するための目標であることから、全員で唱和する機会も設けられているのかもしれませんがね。今号では、各条文の意味するところを読み解いてまいります。

条文を読み解いてみよう

一 わたくしたちは隣人愛をもって社会福祉の増進に努めます

キーワードは、『隣人愛』と『福祉』です。『隣人愛』は、まさに“向こう三軒両隣”のような気持ちで、お互い様のお付き合いをしていくことを意味しています。また『福祉』とは、まさに“しあわせ”ということ。皆様は地域福祉に携わっていますので、地域のしあわせを探し求める活動をしているのだとわかります。

第1条「わたくしたちは隣人愛をもって社会福祉の増進に努めます」

言い換えれば、「身近なご近所同士、一緒にしあわせを探しましょう」という意味ではないでしょうか？ “情けは人の為ならず”と申します。お互い様というつながりを広めていきましょう。

一 わたくしたちは常に地域社会の実情を把握することに努めます

キーワードは、『地域社会の実情』です。現在は、地域コミュニティの弱体化が深刻化し、フォーマル（公的）サービスだけでは解決できないほど、生活課題のすそ野は広がっています。すべての人が安心して暮らせる地域を創っていくために、まずは何よりも、地域の実情を把握しておくことから始めなければなりません。

第2条「わたくしたちは常に地域社会の実情を把握することに努めます」

言い換えれば、「地域の“今”を知りましょう」という意味ではないでしょうか？ 皆様は、民生委員・児童委員である前に、何よりも地域住民の一人です。地域の今をしっかりと知っておくことから、始めてみませんか？

一 わたくしたちは誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます

キーワードは、『生活上の相談に応じ』と『自立の援助』です。実は、この第3条には、皆様の立ち位置、すなわち職務があらわれているといわれています。

民生委員・児童委員の職務は、“支援”であり“援助”だといわれています。ではこの両者の違いは何でしょう？ “支援”とは「力を添え

て助けること(サポート)」です。地域住民の自立した日常生活を応援することが目的です。一方の“援助”とは「できないことを代わりに行うこと(アシスト)」です。ただし、この援助は他に代替手段がない等、やむを得ない場合に限ります。これは、『活動記録』分類表2「日常的な支援(13)」の部分にも記載されています。分類表2には、支援活動の具体例が網羅されていますが、ここだけは援助の具体例が記されているように思います。

皆様は、今後とも“支援者”として、地域住民の相談に応じていくことが職務の中軸にあるといえます。ただお気づきのとおり、この第3条では、“自立の援助”という言葉が使われています。しかし前段でも申し上げたとおり、現在の信条もすでに四半世紀が経過しています。現在の位置づけをより明確にあらわすのであれば、“自立の支援”と置き換えていただいてもよいと感じます。

第3条「わたくしたちは誠意をもってあらゆる生活上の相談に応じ、自立の援助に努めます」

言い換えれば、「親身に住民の声に耳を傾け、応援団であり続けましょう」という意味ではないでしょうか？

一 わたくしたちはすべての人々と協力し明朗で健全な地域社会づくりに努めます

キーワードは、『すべての人々』です。言うまでもなく、地域の主役は住民です。一人でも多くの住民が、主体的に地域福祉に関わっていくことが、社会福祉法という法律の中でも、務めとして記されています。もちろん一人ひとりができること、取り組めることは違います。ただ、「何かをしなければいけない」という義務ではなく、「自分なら何ができるだろうか」という可能性を探っていくことは大切です。そして、皆様は、そんな可能性をたくさんもっている住民とともに、地域福祉を進めていけばよいのだと思います。

第4条「わたくしたちはすべての人々と協力し明朗で健全な地域社会づくりに努めます」

言い換えれば、「一人で抱え込まなくてもよいのです」という意味ではないでしょうか？ 皆様の周囲には、心強い隣人(地域住民)がたくさんいるのだという気持ちを持っておきましょ

一 わたくしたちは常に公正を旨とし人格と識見の向上に努めます

キーワードは、『公正を旨』と『人格と識見の向上』です。

皆様は、「3つの基本姿勢」のもとで委員活動に向かっています。すなわち「1：社会奉仕の精神」「2：基本的人権の尊重」「3：政党・政治的目的への地位利用の禁止」です。これをもって、皆様は、“行政委嘱型ボランティア”であり、“非常勤・特別職の地方公務員”と見なされています。言い換えれば、それだけ地域住民の信頼を受けて、地域福祉活動に臨んでいるのだといえます。これからも公正・公平な立場で地域に向き合ってください。そして、そのためにも自分自身をいつもピカピカに磨いておくこと(自己研鑽)を大切にしてください。ただしこれはたった一人ですることではありません。一番身近なご自身の民生委員児童委員協議会において、委員の仲間同士で人格と識見の向上を目指していきましょう。

第5条「わたくしたちは常に公正を旨とし人格と識見の向上に努めます」

言い換えれば、「みんなで一緒に磨き合い、地域に向き合いましょ」という意味ではないでしょうか？

意見交換をしてみましょう

現在の『民生委員児童委員信条』は、まさに皆様にとっての努力目標です。これまでの活動を振り返り、これから何をしていけばよいのかということ、自分自身はもとより、委員の仲間同士で話し合う機会を設けてみてください。唯一の正解などありません。さまざまな可能性を見つけてみるという気持ちで臨んでみましょう。

